

伊丹市労政情報

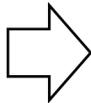
《編集・発行》伊丹市役所 商工労働課 TEL: 072-784-8051

兵庫県の最低賃金が改定

令和4年10月1日より、兵庫県の地域別最低賃金が改定されました。

時間額 926円

(発効年月日 2021/10/1)



時間額

960円 (34円UP)

(発効年月日 2022/10/1)

【最低賃金制度の概要】

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

●最低賃金の種類

最低賃金には、『地域別最低賃金』及び『特定(産業別)最低賃金』の2種類があります。特定(産業別)最低賃金は、特定の業種について定められた最低賃金額です。

地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

●派遣労働者への適用

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

●最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

●最低賃金額以上かどうかを確認する方法

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。



【お問い合わせ】 伊丹労働基準監督署 072-772-6224

※詳しくはホームページへ [最低賃金制度](#) [検索](#)

厚生労働省掲載サイトはこちら



兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額	☆兵庫県の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
	960 円 (令和4年10月1日発効)	

☆特定(産業別)最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,000 円 (令和4年12月1日発効)	(1)塗料製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は隣の業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検査若しくは選別の業務 (注3)(注4)に留意してください
鉄鋼業	1,024 円 (令和4年12月1日発効)	(1)鉄鋼業 (2)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は隣の業務 (注3)(注4)に留意してください
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	993 円 (令和4年12月1日発効)	(1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業 (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業、医療用機械器具製造業、医療用器具製造業、光学機械器具製造業、レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)(注1)に留意してください	・隣の業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは器具の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (注3)(注4)に留意してください
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	961 円 (令和4年12月1日発効)	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (3)情報通信機械器具製造業 (4)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は隣の業務 ・手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の磨し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、あがき、バリ取り、組立、検査、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検査、結束、袋入れ、箱入れ、包装、ラベル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (注3)(注4)に留意してください
輸送用機械器具製造業	1,034 円 (令和4年12月1日発効)	(1)鉄道車両・同部品製造業 (2)船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3)航空機・同附属品製造業 (4)産業用運搬車両・同部品、附属品製造業 (5)その他の輸送用機械器具製造業(自動車・同部品製造業を除く。) (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7)(注1)に留意してください ※「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	・隣の業務 ・塗装におけるマスキングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは器具の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (注3)(注4)に留意してください
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	963 円 (令和4年12月1日発効)	(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業(理化学機械器具製造業(化学機械器具製造業を除く。)) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・隣の業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは器具の整理の業務 ・手作業による小物製品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 (注3)(注4)に留意してください
自動車小売業 ☆自動車の小売と修理を兼ねている事業所であっても主として、小売を行っている事業所、カーアクセサリー小売業、自動車部品・附属品小売業等も該当します。	963 円 (令和4年12月1日発効)	(1)自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)を除く。) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・洗車又はワックスかけの業務 ・塗装におけるマスキングの業務 (注3)(注4)に留意してください

「繊維工業」、「各種商品小売業」は、令和4年10月1日から兵庫県最低賃金(時間額960円)が適用されています。

- (注1) 適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるいずれかの産業を営む使用者をいいます。また、これには純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げる産業に分類されるものに限る。)を含みます。
- (注2) 業種区分については、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の分類によりしますので、総務省統計局のウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)で確認してください。
- (注3) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。
- (注4) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者」であって、技能習得中のものも該当します。
- (注5) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後3か月未満の者」であって、技能習得中のものも該当します。
- ※ 最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。
- ※ 最低賃金の発効日が異なりますので、発効日に注意してください。
- ※ 支払われる賃金のうち次の賃金は最低賃金には含まれません。
- ①臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ②時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金 ③精進手当、通勤手当、家族手当
- ※ 「技能習得中」とは、習得すべき技能の内容や習得期間が明確であり、計画性をもって実施されるものを指します。なお、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、「技能習得中のもの」に該当しません。また、特定(産業別)最低賃金は事務等を行う労働者にも適用されます。
- ※ 詳しいことは、兵庫労働局労働基準部資金室(TEL078-367-9154)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

知っていますか 守っていますか あなたの職場の最低賃金

(兵庫県の最低賃金キャッチフレーズ 兵庫労働局長 優秀賞 丹波市 村岡孝司さん 作)

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金(990円以下)を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

詳しくは兵庫労働局雇用環境・均等部企画課(TEL 078-367-0700)へお問い合わせください。

兵庫労働局 ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



ハラスメントのない職場づくりを

ハラスメントでお困りの

労働者

企業担当者

就職活動中の学生

インターンシップ中の方

求職者

の皆さん

ハラスメント対応特別相談窓口にご相談ください!

開設期間：令和4年12月1日～令和5年3月31日

インターンに来ているけど、担当者から暴言を繰り返される...

セクハラについて会社の担当者に相談したら「当事者同士で解決しろ」と言われた

妊娠を報告したら、妊婦がいると周りが気を遣うから迷惑だと言われた

OB訪問をしたらしつこく食事や飲み邀约、交際を迫られた!

こんなお悩みはありませんか?

毎日、みんなの前で叱られて辛い...

パワハラ被害を受けていると相談があったが、会社としてどのように対応すべきか?

採用担当者からスマホに毎日のように個人的な誘いの連絡が入る...

職場のパワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラ相談のほか、就職活動中の学生等からのハラスメント相談、取引先や顧客からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)に関する相談、新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・いやがらせに関する相談にも対応します。

兵庫労働局ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時00分～17時00分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 078-367-0820

場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3(クリスタルタワー)

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課



伊丹市中小企業勤労者奨学金返済支援補助事業

申請は令和 5 年 1 月 31 日までです。

市内中小企業等に働く若者の 奨学金返済を支援します

伊丹市では中小企業等の人材確保と、若年勤労者の市内定着及び転入促進を目的として、伊丹市内に居住し、かつ市内中小企業等へ正社員として就業している方が返済する奨学金の一部を補助します。助成対象期間は3年間を予定しています。

年最大
6万円

※令和 5 年度以降の事業実施については、当該年度の予算が承認されることが前提となります。
※補助金は連続する3か年度まで申請できますが、毎年度申請が必要です。

対象となる方

※下記のすべての条件を満たす方

- ・伊丹市民で令和 4 年 4 月 2 日時点で 30 歳以下の方
- ・大学等在学中に奨学金の貸与を受け、現在返済中の方
- ・現在市内の中小企業に働く正社員または自営業主の方

※くわしい対象要件等は市ホームページをご覧ください。



市ホームページQRコード

申請は
令和 5 年
1 月 31 日
までに

補助内容

補助対象額	補助上限額
補助対象期間（補助を申請しようとする年度の前年の 10 月から翌年 9 月まで）中に返済した奨学金の 3 分の 1	年間最大 6 万円

※補助対象期間に係る奨学金の繰り上げ返済額も対象となります。

※令和 4 年度の申請は令和 4(2022)年 11 月 1 日から令和 5 (2023) 年 1 月 31 日までに市商工労働課へ郵送またはご持参下さい。

※本年度の予算上限に達し次第締め切りとさせていただきます。

お問い合わせ 伊丹市役所 都市活力部 産業振興室 商工労働課 (市役所 4 階)
電話：072-784-8051 F A X：072-784-8048